

○經濟産業省告示第八十六号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百四十四号）第三条第一項の規定に基づき、平成十八年經濟産業省告示第三百八号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月七日

經濟産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

附 則	改 正 後	改 正 前
<p>この告示による改正後の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表二の表の「<u>禁</u>」の「<u>禁</u>」の項の規定は、<u>令和五年四月十三日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>う。</p>	<p>この告示による改正後の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表二の表の「<u>禁</u>」の「<u>禁</u>」の項の規定は、<u>平成三十三年四月十三日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>この告示による改正後の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表二の表の「<u>禁</u>」の「<u>禁</u>」の項の規定は、<u>平成三十三年四月十三日</u>限り、その効力を失う。</p>